

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時四十九分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

午後、本散後ということで、早速質疑に入らせていただきたいと思います。

きょう、まず最初は、きょう朝に朝日新聞朝刊でございました野村不動産の記事についてお伺いをさせていただきますと思います。

きょうの朝の記事でございますけれども、労基署が、過労死前に野村不動産の調査で違法裁量労働が見抜けなかったという記事が出ております。

関係者によると、新宿労基署は一二年に違法な長時間労働などの疑いがあるとして同社の東京本社を調査。つまり、一二年ですから、過労死があったのが二〇一六年、その四年前に新宿労基署が入っている。一般社員の長時間労働については是正勧告をした、裁量労働制の適用者も調べたが、勤

務時間の適正把握や、働いたとみなす時間数の見直しだけを指導、違法適用については指摘はなかった。

つまり、大臣、ずっと今まで、これからもしっかり監督指導、そして今までもしっかりと監督指導をしておりますという御答弁をされておりました。しかし、野村不動産の件でも、何と四年前に監督指導があった、そして、それで見抜けなかった、それで過労死が生まれた。この件について、まず加藤大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 朝日新聞の記事は私もけさ読ませていただいたところではございますが、これまでも申し上げておりますように、個々の監督指導の具体的な中身については、別に本件だけで言うているわけじゃなくて、一つ一つについて具体的に申し上げるのは控えさせていただきますというところでありますが、ただ、いずれにしても、前から申し上げておりますように、各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関しては、監督指導を実施し、そして、問題があれば、是正すべく監督指導を行っているということでございます。

○尾辻委員 全然お答えいただいているんですけども。

だから、二〇一二年に入って見抜けなかったことについてどう思われますか。

○加藤国務大臣 したがって、先ほど申し上げておりますように、個別の事案を前提に答弁をすることは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、私どもとしては、そうした疑われる事業

場に入り、是正すべき点を見つければ、それのことによって監督指導を行っている、こういうことであります。

○尾辻委員 大臣、この二〇一二年に野村不動産に監督指導したということをきょうの報道で初めて知ったかどうか、教えてください。

○加藤国務大臣 それはなかなか難しい質問なんですけれども、個々の事案について申し上げますわけにはならないと申し上げているので、知ったか知らないかといったところについて、またそれについてお答えをすればそこに言及していくことになつてしまうということでございますが、いずれにしても、この点については、けさの朝日新聞を読ませていただきました。

○尾辻委員 ですから、裁量労働制が、最初、拡大が入っていたわけですね。その指導をちゃんとした例というのが野村不動産だったわけですね。でも、この例は、今や、しっかり指導した例ではなくて、全く指導ができていなかった、そして過労死で初めて違法適用がわかったという完全な失敗例なんですよ。

大臣、もう一度、なぜ二〇一二年で見抜けなかったのか、私は調査すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 まず委員がどこをもって失敗とおっしゃっているのかということでありましてけれども、先ほど申し上げた、監督指導一つ一つについては個別にお話しできないということ、この特別指導ということを前提に申し上げれば、私どもも特別指導をやらせていただいた、その結果と

して、裁量労働制の不適用があった。ということ
は、逆に言えば、不適用がこの間あったという事
実、そのことはそのとおりでありまして、そして
それを私どもが監督指導に入り、そしてそれを見
つけたといひましょうか、ということでは正の指
導を行った、是正に向けて監督指導を行ったとい
うことであります。

いずれにしても、残念ながら、この間、さまざ
まな過労死が実際発生していることは事実であり
ます。そうした事案について、過労死を行わない
ように我々は更に努力を重ねていかなきゃならな
いわけでありまして、また、従前から申し上げて
おりますように、過労死等があればそうした事業
所には監督指導に入ることとで取決めをさせ
ていただいているわけでありまして。

○尾辻委員 私の質問は、この件について調査し
ますかということ、今のだと御答弁になってい
ないんですね。調査されますか、これから、この
事例が明らかになったということ。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げておりますよう
に、一つ一つの事例について具体的にコメントを
申し上げるということは差し控えさせていただい
ているわけでありまして、ただ、私どもと
して、常に過去を反省しながら次に向かっていく
そのことは大変大事だというふうに思っています。

○尾辻委員 今、反省という気持ちというのを述
べられたわけですが、御遺族はさぞかしこ
れは無念だと思いますよ。二〇一二年に指導に入
っていて、その指導でわかっていけば、二〇一六
年に、この命、なくなることはなかったわけです。

もちろん、その時点で、今だからそういうふう
になるというのはわかりませんが、遺族にと
ってはこれはたまらない話なんです。だって、
労働基準監督署こそが労働者の安全を守る、その
人たちが守り切れなかったんです。

遺族の方がこの朝日の記事を見て、なぜ自分の
例えば親御さんであつたら、自分の子供は死なな
ければならなかったのかと思つたときに、これは
悔やんでも悔やみ切れぬ、何であのときとめて
くれなかったんだと。

そういう御遺族に対して、大臣から何か言葉は
ありますでしょうか。

○加藤国務大臣 いずれにしても、過労死をされ
た御本人の方、そしてその御遺族の方、私どもも
過労死をなくすべく努力をさせていただいている
そうした状況の中で、残念ながら過労死の事案が
起きている、このことを重く受けとめながら、過
労死を再び引き起こさせない、そういう思いで更
に監督指導に当たらせていただきたいというふう
に思っていますし、それから、先ほど申し上げており
ますように、やはり常に、監督指導をやつた結果
そしてその監督指導の状況、それを一つ一つ踏ま
えながら、反省すべきことがあれば反省し、また
それは次の監督指導につなげていく、これは当然
の姿勢だというふうに思っています。

○尾辻委員 遺族に対して何か一言というふうに
私は求めたつもりなんですけれども、ないんです
よ。ないんです。反省という言葉はありました
けれども、遺族に対してというのはないと思うん
です。もう一度だけ、遺族に対して、ないですか。

○加藤国務大臣 ですから、先ほど申し上げまし
たように、そうした努力をしている中において過
労死が発生している、そのことは大変遺憾であり
ますし、また、そうした事案が再び発生しないよ
うに更に監督指導等に当たつていきたいと思いま
す。

○尾辻委員 私が求めているのは、やはり、二〇
一二年で見つけられなかったことに対する真摯な
反省とともに、それで失われた命に対して申しわ
けないという謝罪の気持ち、それをいただきたか
つたんですね。ところが、それがいただけないと
いうことで、非常に残念であります。

野村不動産、もう少しだけ確認をさせていただ
きますが、この過労死事案について、復命の年月
日と支給決定ですね、ここを何度も資料を出して
くださいということをやっております。

やはり、いろいろな資料で見えてくるのは、こ
れは平均が八・一日ですね。たしか、百四十一件
のうち、一週間、六日間で支給決定までが九十九
件あるわけですね。ですから、今回の野村不動産
はやはり異例なんです。どう見ても、この百四
十一件の中では異例の長さ。

じゃ、なぜこんなに異例の長さがあつたのかと
いうことですけれども、私は、やはり、特別指導
との整合性をとるためにこんなに長くしたんじや
ないかというふうに思わざるを得ないんです。ね
その前に、十二月二十五日に特別指導をして、そ
して二十六日に、過労死の認定の日に記者発表し
ている。

私、ちよつとこの間、いろいろやつているうち

に、大臣の答弁が少し変わってきたなということ
を思ったんですね。

五月九日の我が党の岡本あき子委員に対する質
問と答弁なのですが、岡本委員が、過労死事案に
関しては大臣としては全く念頭になかった、この
三回の説明の中では、そういうお答えになります
でしょうかと聞いたときに、大臣は、そういう意
味で申し上げたのではなくて、その三回しか私の
ところ野村不動産に関する事案について説明が
あったタイミングはないわけでありまして、そうす
ると、どこの時点で過労死を、例えば申請を知っ
ていたのかというようなことになると、申請の時
期等絡んでくるので、そこで、ちよつとその時期
については申し上げられませんが、有無を言えば、
そのうちどこかということにもなるので、そこは
慎重に答弁をしなければいけないと思っております。

つまり、その三回しか、私のところに野村不動
産に関する事案について説明のタイミングがなか
ったということになっておりますよね。

ということは、大臣、この三回の説明の間にや
はり過労死のことをお知りになったんではないん
ですか。この三回しかないんですね。

○加藤国務大臣 済みません、ちよつと質問の意
味がよくわからなかったんですが、そこで私が答
弁したように、この野村不動産の関係については、
三回、資料を出させていた、だいたいその日につ
いて個別に説明があった、こういうことござい
ます。

○尾辻委員 もう今、ほぼ全てのタイムスケジュ

ールが見えてきたわけです。

つまり、これでいうと、二〇一七年の春に労災
申請があつて、十月には復命があつて、普通であ
れば一週間ぐらいで労災支給決定がおけるのに、
なぜかそこから、十一月十七日に一回目、十一
月二十二日に二回目大臣に説明、そして十二月二十
二日に加藤大臣にまた説明をして、そして野村不
動産への特別指導と、その翌日に過労死の労災決
定があるということ、やはり、この三カ月の間
に、こうやって過労死をいかに表にせず特別指
導だけをしつかりと見せていくかということをや
っていたんじゃないかと思うわけです。

そして、きょうの報道によつて、一つ、しつかり
監督指導しているという大臣の答弁、これが違
っていたことになったわけです。

例えば、二月二十日に、高橋委員に対して、一
方で、今の野村不動産を始めとして、適切に運用
していない、こうした事業所もございまして、
そういったものに対してはしっかりと監督指導を行
っているところでありますし、今後とも更に進め
ていきたいと思っております。これはもう今う
そになつてしまふわけですよ。撤回された方がい
いと思うんですが、いかがですか。

○加藤国務大臣 その御指摘というのは、どこを
うそと指摘されておられるのか、ちよつと私には
理解しがたいんですが。

要するに、そこへ入つて、そして問題点が見つ
かれば、それにのつとつてしっかりと監督をしてい
る、これは当然のことなんですね。問題点がわか
らなければ監督指導のしようもないわけでありま

すから。当然、そういった意味で、それで、その
端緒としては、これまで申し上げたさまざまな情
報やあるいは過労死事案がある、そういった場合
にはしっかりと監督指導に入っている、そういう
ことを申し上げているので、今委員が何をもち
うそとおっしゃっているのか、ちよつと私にはわ
かに理解はできていないんですね。

○尾辻委員 もうここはいつも水かけ論になるの
でいいんですけども、私たちに對して、野村不
動産に関してしっかりと監督指導していますよと。
でも、それは、一回目の指導のときには裁量労働
制の違法適用は見抜けなかった。これでもって、
しっかりと監督しているという答弁はおかしくない
ですかと私は問うているわけです。

○加藤国務大臣 その一回目という話については、
ちよつと個別の話なので答弁は差し控えさせてい
ただきたいと思つていますが、本件に関して言
えば、そういったところに監督指導に入り、問題
点があつて、そして問題点を指摘し、対応したと
いうことでもありますから、そのことを申し上げた
わけでありまして。

○尾辻委員 何の反省の気持ちも、過労死で犠牲
になつた方への哀悼の気持ちも、そして自分たち
の力不足だったということも何もお認めにならな
い答弁で、私は非常にかつかりしております。

なぜここにここまでこだわるのかというのは、
結局、今でも裁量労働制は非常に危険だといふこ
とですよ。おとついでに、たしか二十八歳
の方が裁量労働制適用になつた一カ月後に過労死
をされたということで記者発表がありました。結

局、今の時点でも、裁量労働制というのはなかなか、このように過労死を生んでいる。さらに、今回、高度プロフェッショナル制度になるわけですよね。

条文を見ていただいたらわかるんですが、企画裁量労働のことを書いてある三十八条の四の条文と、高度プロフェッショナル制度の四十一条の二のこの柱書きというのはほとんど一緒なんですよね。だから、仕組みが一緒なんですよ、導入する仕組みが。だから、委員会をつくって、そこで五分の四の賛成をとって多数で議決をして、そして行政に報告しなさいよ、この仕組み、全く一緒なんです。

同じ仕組みでやって、裁量労働制の過労死はほとんど生まれている。監督指導に入っても、それが結局見抜けない。それで高度プロフェッショナル制度になって、どうやって見抜いたり、とめることができるんですか。

私、これは本当に、もうこの事案だけで、高度プロフェッショナル制度は撤回、そして、裁量労働制、私たちの党では裁量労働制については更に規制を厳しくすべきだと言っています。本来は、ここを受け入れてもらって、規制をどうやって強化するか、この議論をしなければいけないはずなんです。ですから、優先順位を間違えているというか、こちらに出てくるのを間違えているとしか私は思えません。

おとついで、過労死家族の会の皆さんも緊急記者会見をされました。そこで、三十一歳で過労死をされたNHKの記者の佐戸未和さんのお母さん、

佐戸恵美子さんはこう言ったんですよ。人の生身の体は壊れるんですよ。ですから、何時間でも働いてしまったら生身の体は壊れてしまう。人の命より大事な仕事なんてないはずなんです。

ですから、今、私たちがやらなければいけないのは、この裁量労働制がいかに過労死を生んでいるのか、この裁量労働制の今の問題点をいかに規制を強化するのかであって、高度プロフェッショナル制度という、労働時間規制を全部外す、深夜割増しもない、そして休日の割増しもない、時間外もない、こんなものを今入れるべきではない、撤回すべきだということを強く申し入れたいと思います。

次に参ります。

平成二十五年度の労働時間等総合実態調査についてお伺いをしていきたいと思えます。

まず、先日出していただきました報告、五月十五日に、平成二十五年度労働時間等総合実態調査に対する精査結果ということで出していただきました。

これによって、ちゃんと突合をしましたよと。一日の時間外労働が二十四時間を超えるもの、一日の時間外労働時間数と法定労働時間数八時間を合算した場合二十四時間を超えるもの、一週と月一日と月、一日と一週について時間外労働時間数に逆転が見られるものなど、この四つを除いたというところで出させていただきました。

水曜日の質問でも、西村委員に対して、西村委員が、これは、もうこのデータはそれでは完璧なのですかというように聞こえることを聞いたときに、大臣

は、これは除外した、しつかり除外したというふうにおっしゃっていただきました。しつかりとこの誤りは除外したものがこの九千八十三であると断言できますか。

○加藤国務大臣　そこに、委員のお手元にも、お持ちになつていらっしゃるにも説明がありますけれども、そもそも、まず調査原票と我々が持っている入力データを突合し、そしてその上に、いわゆるチェックする一つの、整合性がないものがあったものがあるかということと前提を置いて、そして出てきたということでありますので、異常値で蓋然性が高いもの、これを全体から、一つでもあればその事業所については除外をして再集計したということであります。

そういう意味で、水曜日もしか答弁をさせていたいただいたと思えますけれども、そうした手法を取り入れた、あるいは、もともとやっていたわけでありますけれども、十分でなかったもので、それに更にいろいろと検討を加えて、チェックをする仕組みを入れて、異常値である蓋然性が高いものを除外して出させていたというということでありますから、そういった意味では、信頼性のより高いものになっている、こういうふうには思います。

○尾辻委員　大臣、こうおっしゃっているんですよ。今回改めて、異常値である蓋然性が高いものというものを、それについてさまざまな要件を設定し、それを、そうしたデータが一個でもある事業所については全て除外するというところでつけていただいたと。全て除外すると、わざわざ

全てということをお聞きしていただければ、この事業所に係るデータ、これは全部外させていただきました。

○加藤国務大臣 先ほど、全てと言ったのは、その事業所について一つでも異常値である蓋然性が高いものが入っていれば、その事業所に係るデータ、これは全部外させていただきました。

それから、今御指摘の点については、提出すべく鋭意作業をさせていただいておりますので、来週にも出せるべく作業をさせていただきたいと思っております。

○尾辻委員 そうすると、突合したとか、全部、正しいかどうか、私たち、わかんないんですよ。ですから、きょう出していただけませんか。

○加藤国務大臣 前日も、当初の段階でデータを出させていただいたときにも、それなりの日数をいただいているんですね。ですから、そこは、少しお時間をいただきたいということで、来週には出させていきたいということをお聞きしていただければ、この事業所に係るデータ、これは全部外させていただきました。

○尾辻委員 余りに遅過ぎますよ。法案審査の前提で、議論の出発点ということで労政審でやったものが、正しいのが出ないと、私たち、どうやって実態がわかるんですか。

仕方がなく、私たち、この旧データ、これだけある旧データの中で、除外しましたよというものがある九百六十六ありますから、この番号を全部はじ

いて、見てみました。そうすると、今、添付で、皆さんのお手元に配付で行っているかと思えます。逆転等が見られるもの、これが五つ、素人の私たちが見ても、まだ、一日と一週間、一週間と一月で逆転しているものが、この旧データの中で、除外したもののほかにあるんですよ。その他確認が必要なものも、私たちが、数時間、素人が見ただけで五つも出てきた。これはどういうことなんでしょうか。

ちよつとお聞きしていきたいと思えます。おめくりください。ページ数でいうと一ページであります。一ページと打っているところに、一八九四という、事業所番号、固有の番号があります。線を引く張っているんですけども、一日、最長の者の方の、一日の、一カ月の中で一番働いているのはゼロ時間だと言っているわけです。なのに、一週間になつたら八時間。本来であれば、一日は八時間以上ないとおかしいですよ、一週間八時間ですからね。月間で十六時間ということ、また、いわゆる算数の整合性がとれていないんですよ、これは間違いですよ、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今お示しをさせていただいたものの整合性ということから考えれば、少なくとも、月とか週に時間が入っているわけですから、それを含めた中で一番長い日を出していますので、ゼロということにはならないということであり、私も、まだ間違いがあるんですよ。これはどういうことなんでしょうか。

もう一個聞きます。五ページを見てください。

これも本当に単純なもので、番号でいうと五七四八になりますけれども、平均的な者の一週はゼロ時間。一週間はゼロ時間なのに、一日には二時間が入っている。そうすると、一週間は絶対二時間以上じゃないとおかしいですよ。これは間違いですか。

○加藤国務大臣 間違いって、このデータの関係は整合性がないかあるかという御質問であれば、こういうことはあり得ないと思えます。

○尾辻委員 私たち、二カ月待ったんです。これは、ずつと私たちが、野党が一つ一つ突合、見て、これはおかしいですよ、おかしいですよ、何度何度も指摘して二カ月待って、そしてやつと九百六十六もちゃんと全部除外しましたよ、これで大丈夫ですと出てきたやつにまだ間違いがある。もうおかし過ぎるというか、私たちは何を信じればいいんですか。

まず、本当に氷山の一角だと思えますよ、この間違い。正直、こんな間違いはデータで、私たちが法案審査はできません。本当に、こんな間違いはデータで法案審査はもうできないと思えます。もう一度しっかりと調査していただけないか。私たちが二時間見ただけでまだこんなに見つかるんですよ。

○加藤国務大臣 これは、だから、前に出させていたデータでありますので、今度は原票とも調整しながら新たなデータを作成しておりますから、それについては、先ほど申し上げた、来週には全て、九千を超えるデータ、これのうち、前回と同じように、出せないものもありますから、

前回と少なくとも同じものは出せるわけでありま
すから、同じベースのものを出させていたくださ
いと思います。

○尾辻委員 もうこんなずさんなデータで私たち
議論できないんです。

いわば、食事が出てきました、そのうち二割に
間違いがありました。まあ、二割の間違いは、腐
ったものとしましょう。一つのお皿の中に二割腐
ったものがあるから、その二割はどけました、信
憑性は高くなっています、いいものになりました、
さあ食べてください。

二割も腐ったものがあって、それはのけました
から食べてくださいというのも、これはむしろく
ちやだと思えますけれども、そうしたら、その中
にまだ腐ったものがあるんですよ。それを私たち
に食べろと言うようなものですよ、これは。

ですから、もうこのデータ自身をまず今撤回い
ただけませんか。そして、西村委員への発言、こ
れはしっかりと自分たちはやって、このデータは
全て除外したという発言についても撤回いただけ
ませんか。

○加藤国務大臣 ですから、委員のベースになっ
ているデータは過去に出させていたデータ
でありまして、その後、私も、データそのもの
も精査をし、そして今お示しをさせているよう
な形で、不合理な関係、委員御指摘ありましたけ
れども、そういったような不合理な、矛盾するよ
うな関係のものについてチェックをし、そして、そ
のチェックした後のものを出させていたこと
ということがありますので。

ただ、委員から、そのこと、もともと修正した
データを出すようにというお話がありましたので、
それについては来週出すべく作業を進めさせてい
ただきたい、こういうことでもあります。

○尾辻委員 何で来週なんですか。もう来週だと
間に合わないんですよ。正直言います、今出し
てください。それが、きょう出してください。

○加藤国務大臣 ですから、前回も出してという
御指摘があつて我々はお出しただいたんです
けれども、それなりにデータとして整えなきゃい
けませんから、きょう言つて、きょう出せるとい
うことではないということ、そこはぜひ御理解を
いただきたいと思います。

ただ、別に、いつ出すかはわからないというこ
とではなくて、週明けにも出せるべく努力をさせ
ていただきたいと思います。

○尾辻委員 間違つたデータで法案審議なんてで
きないんですよ。今、立法事実が揺らいでいるん
ですよ。こんな立法事実が揺らいだまま、法案審
議、このまま続けられないんです。きょう出して
ください。

○加藤国務大臣 先ほどから申し上げております
ように、データとして出すにはそれなりの作業が
要るわけでありまして、それのお時間はぜひ頂
戴をし、来週には出すべく努力をさせていただきます
と思います。

○尾辻委員 それでは、私が指摘した十件だけで
もきょう出していただけませんか、原票と突合し
て。

○加藤国務大臣 ですから、全体としてのデータ

を出させていただきますので、その上で照合し
ていただく方が。一個一個出してみたら、わから
なくなってしまうわけですね。だから、全体とし
てのデータを出させていたきたいというふう
に思います。

○尾辻委員 いや、きょう出してくださいと言っ
ているんです。

ぜひ、理事会の方でお諮りいただきたいと思
います。提出を求めますので、理事会でお諮りく
ださい。

○高島委員長 後刻、理事会で協議します。

○尾辻委員 そして、私、これは時間稼ぎされて
いるとしか思わないんですよ。そもそも、間違
いのないデータを出してくるのが厚生労働省の役割
じゃないですか。何で私たちがこんなに一つ一つ
見てやらなきゃいけないんですか。それに対して、
大臣、ないんですか。こんな誤りばかりのデータ
を出して法案審議をしていることについて、大臣
の認識を問います。

○加藤国務大臣 まず、裁量労働制に係るデータ
についていろいろ不備があり、また、当初の段階
では、異なるデータにもかわらずそれを比較す
るといふ不適切な対応があつて、そして、その後、
データにもさまざまな問題があつて、この裁量制
については全面的に削除するとともに、データに
ついて撤回をさせていた。それが千幾らあり
ます。

加えて、更にいろんな御指摘があり、我々の中
でも精査をした結果として、当初のデータから二
千何がしが減少して九千という数字になったとい

うことでありますので、そうしたことについては私どもとしても深く反省をし、また、それに関して厚生労働委員会始め国会また国民の皆さんに御迷惑をおかけしていることに対しては、深く反省をするところでございます。

○尾辻委員 反省とおっしゃるのであれば、とにかく正確なものをすぐに出してください。そうしないと法案審議ができない。立法事実のその一番最初の労政審の出発点のデータが間違っていたら私たちは何もできないですよ。ということを強く申し上げておきたいと思えます。

済みません、きょう小倉政務官に来ていただいておりますので、同一労働同一賃金について一つお聞きしておきたいと思えます。

同一労働同一賃金に係る法改正と地方公務員の非常勤職員との関係ということですが、今回の働き方改革の関連法案、その中に、非正規労働と正規労働、この待遇改善を、非正規労働の待遇改善によって同一労働同一賃金の実現を図るものであるということでは理念があるわけですか。じゃ、これが本当に、今度、地方公務員の非常勤職員、今、非常にワーキングプアなどで問題になっております、ここはどうなるのかということを確認しておきたいと思えます。

いわゆるパートタイム労働法では、これまで第二十九条によって地方公務員は適用除外とされているところでありまして、今般の同一労働同一賃金に係る改正内容も、直接的には地方公務員には適用されていないものというふうに私も承知しております。

しかし、一方で、二〇一六年三月十日の衆議院総務委員会においては、政府から、ニッポン一億総活躍プランにおいて同一労働同一賃金の実現の方向性をお示ししたいと考えているわけですが、議論については、もちろん公務員を排除しているわけではないと答弁がされております。また、地方公務員については、二〇一七年の改正によって新たな一般職の非常勤職員として会計年度任用職員に関する規定が設けられ、今般の同一労働同一賃金に係る規定と同じ二〇二〇年四月より施行される予定となっているわけであります。

ですので、今般、同一労働同一賃金に係る法改正の目的、趣旨も取り入れて、会計年度任用職員を始めとして、非常勤職員、任期つき職員の賃金労働条件、これもしっかりとこの考え方を取り入れて決定する必要があると思えますけれども、政府の認識を聞かせていただきたいと思えます。

○小倉大臣政務官 お答えを申し上げます。

まず、地方公務員の臨時、非常勤職員の給与につきましては、委員御指摘のとおり、昨年の地方公務員法等の改正によりまして一般職の会計年度任用職員制度を創設いたしましたして、新たに期末手当の支給を可能といたしました。

それに加えまして、昨年の八月に発出をいたしました事務処理マニュアルにおきまして、初任給や再度任用時の給与につきましても、職務経験等の要素を考慮して定めるように助言をさせていただいております。

加えまして、任期つき職員の給与につきましても、ことしの三月に発出をいたしました総務省公

務員部長通知におきまして、職務経験等を考慮した初任給の決定でありましたり、勤務成績に応じた昇給を行うよう助言をさせていただいております。

このような給与面での取扱いは、今回の法案におけます正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消という方向性にも、地方公務員につきましても合致しているものと総務省といたしましては認識をいたしております。

さらに、給与以外の勤務条件を定めるに当たりますには、地方公務員法第二十四条第四項に基づきまして、国及びほかの地方公共団体の職員との間の権衡を失しないように適当な配慮が行われなければならぬとされておりまして、今後、民間法制の議論を受けた国の動向を踏まえた上で、総務省といたしましても対応していく必要がある、このように考えております。

○尾辻委員 しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。